

# 御在所ロープウェイ スキー場利用約款

制定 令和 2年 1月 1日

## 第1条（約款の適用）

当社が運営する御在所スキー場（以下当スキー場）及びリフトを利用される方は、本約款並びに当スキー場が定める索道事業運送約款等の規定に定めるところに従って頂きます。当約款に定めのない事項については、「スノースポーツ安全基準」（全国スキー安全対策協議会策定 2013年10月改定版）に準じます。

## 第2条（利用規約の成立）

当スキー場を利用される方は、利用当日に本約款をご確認のうえ、リフト乗車券売り場にて乗車券をお買い求め頂くこと（会社承認団体等含む）、または、乗車引換券（セット券、無料招待券等）と乗車券を引き換え頂くことにより、施設のご利用を引き受けることになります。

## 第3条（告知）

- 当スキー場は利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者の皆様には次の各事項の理解した上で、事故等なくご利用いただくよう告知します。
- スノースポーツには内在する以下の危険があることを承知の上、これを自分の注意・責任により避けるようにして下さい。
  - 降雪・吹雪・濃霧など天候に伴う危険
  - 急斜面・溝など地形に伴う危険
  - 立木・岩石など、自然の障害物による危険
  - アイスバーン・吹きだまりなど雪の状態による危険
  - リフト施設・建物・人工の工作物・雪上車両による危険
  - 他の利用者との衝突による危険
  - みずからの失敗、体調等が起因する内容による危険

## 第4条（行動規則）

当スキー場では次の行動規則を遵守下さい。

- 他の利用者及び他の利用者の持ち物に危害を与えてはならない。
- 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険回避できる滑り方を選ばなければならない。
- 先行者がいる場合は、その滑走を妨害してはならない。
- 追い越すときは、先行者と十分距離をとらなければならない。
- 滑り出し、合流時、コースの横切り時は、周囲の安全を確認しなければならない。
- コースの中で座ってはならない。立ち止まる事も慎まなければならない。転倒したときは速やかにコースを開け、他の利用者の安全を確保しなければならない。
- 登るとき、歩くとき、止まるときはコースの端を利用しなければならない。
- スキーには、流れ止めをつけなければならない。
- 掲示物、案内放送等の注意を守り、スキー場係員の指示には従わなければならない。
- 事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

## 第5条（禁止行為）

当スキー場利用に関して以下のことを禁止と致します。

- 他の利用者の滑走を妨害すること
- 閉鎖されたコース、コース外立入り禁止区域に進入すること
- リフト施設・建物・人工の工作物に接近して滑走すること
- 雪上車両に近づくこと
- リフトの運行を妨げること
- 掲示物等を毀損すること
- 所定場所以外で喫煙すること
- いたずらにコースを歩くこと

- ペットをコースの中に放つこと
- 法令等で禁止されたこと
- 許可なく、ドローン等の飛行、撮影をすること
- 他の利用者や自分自身の安全をおびやかすこと
- 乗車券を不正に使用すること

## 第6条（リフト利用時の注意事項）

リフト利用時では次の注意事項を守って正しく乗車して下さい。

### 1. 乗車時

- リフトの乗降に不安がある場合は係員に申し出て下さい。
- 乗車の際は、スキー板、ブーツは正しく装着して下さい。
- 乗車時に乗り損ねた場合は、係員の指示に従ってください。

### 2. 乗車中

- リフトをゆすらず、静かにご乗車下さい。
- リフトから飛び降りないで下さい。また、リフトが停止してもイスから飛び降りないで下さい。
- ストック等で構造物にさわらないで下さい。
- 乗車中の落し物には十分注意してください。即時回収に行けない場合又は回収不可能の場合もありますので、予めご了承お願い致します。

### 3. 降車時

- 降車する駅が近づいたら、スキー板先端を上げ、降車準備をして下さい。
- 降車後は、他の利用者の迷惑にならないように、立ち止まらず進んで下さい。
- 降車時に降り損ねた場合は、係員の指示に従ってください。

## 第7条（賠償請求及び費用負担）

- 当スキー場は、利用者が本約款等に定めた事項に違反した行為によって発生した事故について一切責任を負いかねるとともに、当社に損害又は賠償費用が発生した場合は、その費用について当該利用者に請求いたします。
- 本約款等に違反して、閉鎖されたコース及びコース外立入り禁止区域に侵入し、当スキー場に遭難救助の要請があった場合は、所轄関係機関と協力して救助活動を行います。検索終了後、救助活動に関する費用を明示し、当該利用者に請求いたします。

## 第8条（退場措置）

- 当スキー場は、利用者が本約款等に定めた事項に違反した又は係員の指示等に従わない場合は、如何なる場合に於いても退場措置を講じることがあります。
- 前項により、当スキー場が退場措置を講じた場合、当該利用者が当スキー場を利用するにあたって支払ったすべての費用について、払い戻しは行いません。
- 第8条第1項により退場措置を受けた利用者については、以降の当スキー場の利用をお断りいたします。

## 第9条（不可抗力）

天災その他の不可抗力に基づく理由により、スキー場利用者の安全が確保できない恐れがある場合には、スキー場又はリフトの営業を休止させていただくことがあります。

## 第10条（その他）

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団及び暴力団員並びに構成員、反社会団体及び反社会団体員並びに構成員の方々のご利用は、固くお断りいたします。

以上